

# ネット上の誹謗中傷対策

## 背景

- SNSの普及等に伴い、ネット上の誹謗中傷、人権侵害等は年々増加。子どものネットいじめ、新型コロナウイルスによる医療者・事業者等に対する被害の増加、ネット上の誹謗中傷等により自死に追い込まれる被害者も発生し、問題が深刻化。
- 現行でも、プロバイダ責任制限法（プロ責法）上の権利侵害情報の削除・発信者情報開示、民法上の損害賠償請求、刑法上の名誉毀損罪・侮辱罪等があるが、被害者にとって実効性ある対策となっていない。
- 被害の増加に対し、諸外国では制度改正により対策を強化しているが、日本は長年制度改正を行っていない。


## ▶ ネット上の誹謗中傷対策に関する山田太郎の取り組み

- |            |  |
|------------|--|
| 2020年6月1日  | ● 党 デジタル社会推進特別委員会 インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策 P T 初会合<br>事務局次長 就任 |
| 2020年6月12日 | ● 岸田文雄政調会長へ「インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の更なる対策に向けて」提言申し入れ             |
| 2020年6月16日 | ● 菅義偉官房長官、高市早苗総務大臣へ「インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の更なる対策に向けて」提言申し入れ     |
| 2021年4月21日 | ● <b>改正・プロバイダ責任制限法が参議院本会議で可決・成立</b>                          |
| 2021年5月25日 | ● 党 情報通信戦略調査会 ネット上の誹謗中傷等対策小委員会 初会合<br>副委員長 就任                |
| 2021年6月17日 | ● 木村響子様へ「ネット上の誹謗中傷に対応するための緊急提言」手交<br>政府の関連省庁への申し入れ           |
| 2021年9月16日 | ● <b>侮辱罪の厳罰化、法制審議会へ諮問</b>                                    |



**匿名表現の自由を死守！  
被害救済は強化しつつ  
表現規制推進には全力で反対。**

# 侮辱罪を厳罰化、法制審議会へ




山田太郎の 3分DIET

②侮辱罪厳罰化の必要性

刑法231条 侮辱罪  
刑法でもっとも軽い  
拘留(30日未満)・科料 (1万円未満)

「罰金」でもって  
罪を厳罰化すべき



山田太郎の 3分DIET

②侮辱罪厳罰化の必要性

刑法231条 侮辱罪  
刑法でもっとも軽い  
拘留(30日未満)・科料 (1万円未満)

9000円の科料はおかしい

令和3年9月  
法務省

## 侮辱罪の法定刑の引上げについて

### 引上げの必要性

- インターネット上の誹謗中傷が社会問題となっていることを契機として、誹謗中傷全般に対する非難が高まるとともに、こうした誹謗中傷を抑止すべきとの国民の意識が高まっている
- 近時の誹謗中傷の実態への対処として、侮辱罪の法定刑を引き上げ、厳正に対処すべきとの法的評価を示すとともに、その威嚇力によって抑止することが必要

### 参考

(名誉毀損罪)  
第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

### 侮辱罪の法定刑の引上げ

現行	改正後
(侮辱) 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <b>拘留又は科料</b> に処する。 (30日未満)(1万円未満) ※ 公訴時効期間は1年(刑事訴訟法第250条第2項第7号)	(侮辱) 第231条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、 <b>1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料</b> に処する。 ※ 公訴時効期間は3年(刑事訴訟法第250条第2項第6号)

⇒ 令和3年9月16日、法制審議会へ諮問

ネット上の誹謗中傷等対策小委員会 副委員長、インターネット上の誹謗中傷・人権侵害等の対策PT事務局次に就任。提言を政府に提出。侮辱罪の厳罰化の必要性について、強く訴えてきました。